

【臨時レポート】 タイの政策金利引き上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

4月20日、タイ中央銀行は金融政策決定会合において、事前の市場予想通り主要政策金利である翌日物レポ金利を0.25ポイント引き上げ、2.75%としました。タイの政策金利の引き上げは、今年に入り、1月、3月に続き3度目となりました。

【タイの利上げの背景に関して】

タイ中央銀行は、ここ1年足らずで今回を含め6回の利上げを決定しました。この背景は、アジア各国・地域の政策当局者らと同様に、商品市況上昇により押し上げられたインフレを抑制することが目的と見られています。タイ中央銀行は声明文の中で、東日本大震災の影響で日本からの部品供給に支障が出るため「自動車や電子機器の生産、輸出がある程度落ち込む」と予測していますが、一方で「継続的な需要拡大によりインフレ圧力は増大している」と分析しています。原油や商品価格の高騰などにより、今後もインフレ圧力が上昇することを今回の利上げの理由に挙げています。

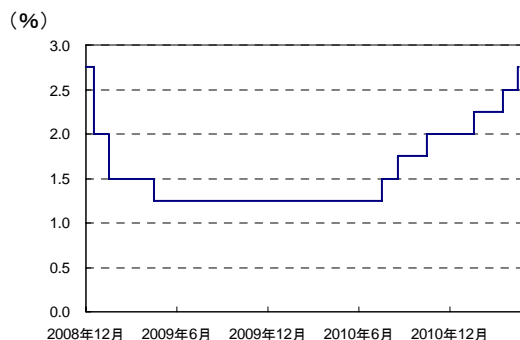
【今後の見通しについて】

金融市場では、今回のタイの利上げは、既に織り込まれていたものとみられており、金融市場への影響は限定的と思われる。しかし、タイ中央銀行は、実質金利は依然としてマイナスとなっているものの、指標金利は上昇傾向にあるとみております。原油等の商品市況が高止まりしており、東日本大震災の影響等から、経済の過熱感は徐々に収まってきているため、タイ中央銀行が追加利上げを行うかどうかの予測は困難になってきています。同中央銀行が、物価上昇圧力を引き続き注意深く見守ると表明しているため、今後もインフレ動向に市場の関心が集まると考えられます。

【ご参考】

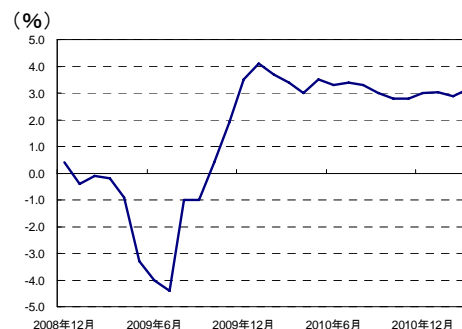
タイ:政策金利の推移

(2009年1月1日～2011年4月20日)



タイ:CPI(消費者物価指数:前年同月比)の推移

(2009年1月～2011年3月)



(出所)ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社で作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

<投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

<投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。